令和５年５月２日

保護者の皆様へ

長岡市教育委員会保育課長

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の園での対応等について（お知らせ）

日頃より園の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、５月８日から下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

１ 新型コロナウイルス感染による登園停止期間

　(1)　登園停止期間は、「発症した後５日を経過し（発症日を0日として、翌日から１日目となります。）、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

　(2)　療養期間が明け、登園する場合は、園から配布された「療養解除届」を提出してください。

　(3)　濃厚接触者特定の廃止に伴い、同居の御家族が感染してもお子さんは登園可能となりますが、陽性の御家族の発症日を0日として、５日間は特にお子さんの体調に注意してください。

２　臨時休園等の取扱いについて

施設内で一定数以上の同時感染が確認された場合や施設職員が感染し、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合においては、一部又は全部を登園自粛もしくは休園とする場合があります。

３　毎日の健康状態の把握と欠席の目安について（新型コロナウイルス感染症に関わらず）

1. 引き続き、家庭でのお子さんの健康観察をお願いします。

お子さんが次のような体調不良の場合は、平熱に戻ってから目安として24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまで登園を控えてくださるようお願いします。ただし、鼻水、くしゃみなどの軽微な症状のみの場合は除きます。

・咳などの風邪症状や平熱より目安として１度以上発熱がある場合

・上記に加え、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合

(2)　お子さんが登園停止となる感染症に感染した場合

登園停止期間が明け、登園を再開する場合は、登園許可証もしくは療養解除届が必要になります。

(3)　お子さんが登園停止の各種感染症の検査を受検した場合

検査結果が判明するまでは登園を控えてくださるようお願いします。

５　その他

・お子さんの健康状態などの情報は園と共有をお願いします。

　・今後、国等からの連絡により、市の対応に変更が生じる場合には、改めて御連絡いたします。

（担当：保育課保育運営係）